

国は鈴木さんの労災を認めよ！ けんしんは、早期解決をはかれ！

愛知県中央信用組合

*行政訴訟「結審」 10月7日(火)午後1時10分～ 名古屋地裁 11003法廷
*「控訴審」判決 11月20日(木)午後4時～ 名古屋高裁 10003法廷

会社側「お金の問題じゃない」と

愛知県中央信用組合(けんしん)職員であった鈴木敏之さんの職場復帰時の処遇をめぐる争われてきた裁判で、2月19日の名古屋地裁岡崎支部は、安全配慮義務違反を認め、損害賠償を命じた判決に対し、2月27日、けんしんは判決内容を不服として控訴して争われてきましたが、9月9日に行われた控訴審裁判のあと、裁判所は双方の弁護士と協議の場で和解の打診を行いました。けんしんは「お金の問題じゃない。あくまで判決を求める」と、裁判所の提案を拒否しました。

国側が、「うつ病増悪」の

業務起因性は認めない」と反論

労災をめぐる争っている行政訴訟において、7月22日付け、国側の「第5準備書面」では、うつ病発症についての業務起因性はない。先の岡崎支部の判決が指摘した事実に対して、過重な業務であったとは認められず、うつ病の増悪についても業務起因性は認められないと、真つ向から反論しています。

「公正判決」を求める要請ハガキ

鈴木さんは、金融ユニオンに加入し、団体交渉で話し合いを続けていました。ところが、これ以上は裁判で決着をつける」と、一方的に団体交渉を打ち切り、鈴木さんを相手取って「債務不存在確認請求」の裁判を起したものでした。「裁判で決着をつける」と喧嘩を売ってきて、その喧嘩に負けたからと言って、さらに喧嘩を仕掛けてくるけんしんの態度は許せません。2月19日の判決以降、みなさんのご支援をいただき、本店への要請行動、「控訴するな」の要請ラッパ、クス、本店・支店周辺・駅頭・裁判所前などのチラシ配布などの行動を行ってきました。

今回、判決まで2カ月と短期間ではありますが、「公正判決を求める「要請ハガキ」に取り組むことになりました。私たちは、これから早期解決をはかるよう運動を進めてまいります。これまで以上に皆様方の温かいご支援・ご協力を願っています。

金融労連・全国金融産業労働組合(金融ユニオン) 東海支部

T456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館308号

TEL・FAX 052-883-6964

金融ユニオンHP <http://kinyu-union.com>

